

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊豆市長 菊地 豊

市町村名 (市町村コード)	伊豆市 (222224)
地域名 (地域内農業集落名)	土肥地区 (土肥、小土肥、八木沢、小下田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

土肥地区では、水田は兼業農家による自家消費目的の水稲生産を主に、畑地では家庭菜園を目的とした小規模な営農が主となっている状況。地区内の中心経営体の多くは特用林産物である水わさび生産者や原木椎茸生産者、花卉の施設園芸者が占めているが、水田や畑地を活用することがなく、地域のまとまった農用地の集積を行う可能性は低い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内に中心経営体となりうる農業者や農業法人が不足しているため、一定規模で営農を行う農業法人の誘致が急務となっている。具体的には目標地図にまとめた貸出可能農地について、誘致した農業法人に集積することで将来的な農地の活用を模索する。水田農地が地区内の農地の大半を占めることから水田活用が可能な土地利用型の農業や露地野菜作物を営農する法人の誘致が現実的と考える。さらに、法人の誘致ができた際には、

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	140 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業法人の誘致に向け、まとめて貸出可能な農地情報を地域農業者や部農会役員等と連携してとりまとめ、静岡県や静岡県農業振興公社と連携し、県内外で営農拡大を目指す農業法人とのマッチングを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地地権者と農業法人との農地賃借方法は農地中間管理事業による賃借を原則とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業法人の誘致と定着に向け、水田を畑地化する水利施設等保全高度化事業(高収益転換型)の活用を静岡県と連携し、積極的に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業法人による持続可能な営農体系の確立を目指しつつ、農業法人からの独立就農者を支援するため、新規就農者育成総合対策事業就農準備資金や経営開始資金の活用支援を行う。農業法人や独立就農者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定に向けては、静岡県や関東農政局等と連携し、認定を促進するとともに、必要な補助事業の活用に向けても静岡県と連携し、支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業法人の参入に向けて管内JAで活用可能なライスセンターや農業機械の貸出等の調整を支援する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

伊豆市内はシカやイノシシ、ハクビシン等の農産物における鳥獣被害が顕著であるため、鳥獣外防護柵の購入に対して市単独費用で支援を行っている。
 また、市内農地の8割が水田であり、露地野菜等の高収益作物の作付けには畑地化等の土壌改善が必須であるため、経営所得安定対策交付金や農業基盤整備事業の活用を大前提とした農業法人誘致が重要と考える。
 さらに、中山間地域特有の法面や畦畔の大きさが農業経営のネックとなるため、スマート農業化による効率化や省力化のための支援が必須と考えている。